

論点に対する回答

書面規制、押印、対面規制について（行政手続関係）＜「労働基準法に基づく就業規則、36 協定等の届出」、「労働安全衛生法に基づく各種届出等」＞	
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>【労働安全衛生法に基づく各種届出等について】</p> <p>労働安全衛生法に基づく各種届出等については、電子申請システムによる届出が可能となっているものの、経済団体から書面主義、押印原則見直しの要望が多数寄せられている。これは、既存の手続自体が利用しにくいことが原因と考えられる。既存の電子申請システムの周知を図ることは重要なが、同時に新型コロナウイルス感染症への緊急対応という観点から、</p> <p>ア：高い利便性をもってオンラインで手続が完結するよう、手続負担の軽減を図る取組が必要ではないか。</p> <p>イ：既存の電子申請システムを容易に利用できない申請者に対応する観点から、文書をPDF等によって添付する電子メールでの提出や、簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出、民間電子認証サービスの利用等を認めるべきではないか。</p> <p>ウ：申請書等の提出期限について、柔軟に対応することはできないか。</p>
【回 答】	
ア	<p>労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく各種届出等については、電子申請時に、事業者又は提出代行を行う社会保険労務士の電子署名を付することによって、オンラインで手続が完了するものである。</p> <p>手続負担の軽減については、厚生労働省「『行政コスト』削減のための基本計画」に基づき、社会保険労務士が提出代行する際の事業者の電子署名及び電子証明書を省略する（2017 年）といった方策を講じたところである。</p> <p>例えば、労働者死傷病報告の電子申請件数をみると、2019 年は対前年比で 1.49 倍の増加、対前々年比で 3.61 倍の増加となっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応としては、令和 2 年 3 月 11 日付け通知により、</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働局等における申請、届出、報告書等の受理にあたっては、事業者、

労働者等に対し、電子申請及び郵送での申請等が可能であることを広く呼びかけること

- ・ また、これらについて、報道発表などあらゆる機会を通じて周知すること
- ・ 特に、配送等関係者の移動を伴わない、在宅勤務でも実施可能な電子申請の利用を勧奨すること

について、都道府県労働局長に指示するなど、電子申請システムによる届出の更なる利用促進に向け、都道府県労働局及び労働基準監督署における周知に取り組んでいるところである。

イ

電子メールでの届出を認めると、誤送付により届出ができていない可能性もあり、また送付元の真正性が労働基準監督署において判断できかねるため、却って事業場に影響を及ぼす。

また、労働安全衛生法に基づく各種届出等を電子申請システムにより届け出る場合には、e-Govにより行うものであるところ、民間電子認証サービスの利用については、労働安全衛生法上、制限がないことから、各々の民間電子認証サービスの有効性については、e-Govを所管する総務省において判断されるものと承知している。

ウ

新型コロナウイルス感染症に対応する観点からの実施時期をめぐる運用としては、例えば、労働安全衛生法に基づく健康診断について、令和2年5月26日付け通知により、

- ・ 事業場における一般健康診断の実施については、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施することが求められるものであるが、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、実施時期を延期して差し支えないこと
- ・ 健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること
- ・ なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること
- ・ また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があること

あることについて、併せて周知すること
について、都道府県労働局長に指示しているところであり、提出期限をめぐ
る運用についても、これに則したものとしているところである。

(参考)

【手続の概要】

＜健康診断結果報告＞

労働者の健康状態の推移を追求し、潜在する疾病を早期に発見するため、労働安全衛生法第 66 条の規定により、事業者は、常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならないこととされている。

また、労働安全衛生法第 100 条の規定により、常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第 6 号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされている。

＜労働者死傷病報告＞

労働安全衛生法第 100 条の規定により、事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第 23 号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされている。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）

（健康診断）

第 66 条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。

2～5 （略）

（報告等）

第 100 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2～3 （略）

○労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抄）

（定期健康診断）

第 44 条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 既往歴及び業務歴の調査

- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
 - 四 胸部エックス線検査及び喀痰かくたん 検査
 - 五 血圧の測定
 - 六 貧血検査
 - 七 肝機能検査
 - 八 血中脂質検査
 - 九 血糖検査
 - 十 尿検査
 - 十一 心電図検査
- 2 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。
- 3 第一項の健康診断は、前条、第四十五条の二又は法第六十六条第二項前段の健康診断を受けた者（前条ただし書に規定する書面を提出した者を含む。）については、当該健康診断の実施の日から一年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。
- 4 第一項第三号に掲げる項目（聴力の検査に限る。）は、四十五歳未満の者（三十五歳及び四十歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力（千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。）の検査をもつて代えることができる。

（健康診断結果報告）

第 52 条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条、第四十五条又は第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第六号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（労働者死傷病報告）

第 97 条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 (略)

【電子申請件数の状況】

（定期健康診断結果報告書）

	2017 年	2018 年	2019 年
電子申請件数	146 件	255 件	375 件
全件数	119,726 件	120,914 件	123,354 件
電子申請割合	0.12%	0.21%	0.30%

（出所）定期健康診断結果報告書

（注）全件数は実施事業数により集計

(労働者死傷病報告)

	2017年	2018年	2019年
電子申請件数	254件	615件	917件
全件数	120,460件	127,329件	125,611件
電子申請割合	0.21%	0.48%	0.73%

(出所) 労働者死傷病報告

(注) 全件数は労働災害発生日により集計

様式第6号（第52条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（O C I R）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～ 月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合の「在籍労働者数」は、常時使用する労働者数を記入すること。
- 10 （*）の欄は、健診年月日現在において、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者を記入することとし、2以上の号別（イ～カ）に該当するものについては、主として従事する業務の欄に記入すること。
- 11 「所見のあった者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、「聴力検査（オーディオメーターによる検査）(1000Hz)」から「心電図検査」までの健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。
- 12 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあった者の数を記入すること。
- 13 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働保険番号(建設業の工事に従事する下職人の労働者が被災した場合、元職人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類	
8	1	0	0	1							
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)											
カナ											
漢字											
工事名											
職員記入欄 派遣先の事業場の労働保険番号		派遣先業種		業種		高圧番号		保番号		第一号事業場番号	
事業場の所在地										派遣労働者が被災した場合、派遣先の事業場の郵便番号	
電話 ()										派遣労働者が被災した場合、派遣先の事業場の名称	
事業場の所在地										派遣労働者が被災した場合、派遣先の事業場の名称	
職 種										性別	
職 種										性別	
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)										生年月日	
カナ										生年月日	
漢字										生年月日	
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)										傷病名	
休業見込										傷病名	
災害発生状況及び原因										被災地の場所	
災害発生状況及び原因										被災地の場所	
略図(発生時の状況を図示すること。)										被災地の場所	
略図(発生時の状況を図示すること。)										被災地の場所	
報告書作成者 職 氏 名										被災地の場所	
報告書作成者 職 氏 名										被災地の場所	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受 付 印

様式第23号（第97条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「バ」等と記入すること。
- 4 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 5 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 6 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 7 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 8 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。
なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。
- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。